



# 宣旨の娘と光源氏 : 歴史上における宮内卿補任を手掛かりに

陳, 斐寧

---

(Citation)

國文論叢, 39:29-44

(Issue Date)

2007-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81011623>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011623>



# 宣旨の娘と光源氏

——歴史上における宮内卿補任を手掛かりに——

陳 斐 寧

## はじめに

『源氏物語』「明石」巻において、皇統譜から弾き出された光源氏が須磨の地で遠縁である明石一族との運命的な出会いを果たした場面が描かれている事は周知のことである。そこで描かれているのはいわゆる明石一族をめぐる「名門の血の回復」であると従来考えられてきた。光源氏は明石の君と結ばれたわけだが、のちの「濡標」巻では「宿曜に御子三人、帝、后必ず並びて生まれたまふべし」〔濡標〕②二七五頁<sup>2)</sup>とあり、将来の后がねと予言される明石の姫君の誕生が語りだされている。と同時に、ここで注目しておきたいのが、后がねと予言される明石の姫君の誕生に際して、新たに読者の前に現れた人物である。「濡標」巻において、語り手は次のように詳述している。

さる所にはかばかしき人しもあり難からむを思して、故院にさぶらひし宣旨のむすめ、宮内卿の宰相にて亡くなりし人の子なりしを、母なども亡せて、かすかなる世に経けるが、はかなきさまにて子産みたり、と聞こしめしつけたるを、

〔濡標〕②二七七頁

故院、つまり桐壺帝に仕えた「宣旨」と宮内卿の間に生まれた娘、いわゆる「宣旨の娘」という女性が、明石の姫君の乳母として登場する。「宣旨の娘」は両親に先立たれ、いまは子を産んで心細く暮らしているという設定の元で描き出されていることがわかる。続いて「宣旨の娘」を明石に出立させる前に、源氏がわざわざこの女性の屋敷に出かけこっそり隠れている場面の描写が据えられている。『源氏物語』においては、主役以外の人間が登場するとき、その出身、出自について詳しく説明を加えられることは異例である。また、光源氏が恋愛関係以外に自分より身分の低い女性の屋敷に向くのはこの一例だけであった。

明石の姫君の誕生を位置付けるためだとしても、姫君の乳母として登場する人物の出自と存在が作中においてここまで強調されることの意味は考える必要がある。なぜ語りは端役の人物についてかかも詳細に語るのだろうか。この「宣旨の娘」については、すでに先行研究で指摘されているように、辺鄙の地で生まれた明石の姫君に将来後宮社会の中で困らない知識や経験を教えること

ができるようにするために、朝廷の「公卿」と宮廷実情に通じた女房の「宣旨」の間に生まれた娘を乳母として選定した光源氏の深謀遠慮が窺われる<sup>3</sup>。

しかしながら、何故その娘の出自は父が「宮内卿」でなければならぬのであろうか。つまり、『源氏物語』の語り手は「宮内卿」という出自を設定することで読者に何を語りたいのかという問題が、まだ解かれずに残っているのである。そこで本稿では、このような設定のもとに語られている「宣旨の娘」の意味を考えるために、まず「父の官職」に注目し、歴史上の宮内卿の補任と照らし合わせながら、その人物の存在意義を検討してゆきたいと思う。そしてその手がかりをもとに、光源氏が「宣旨の娘」とを結びつけたその人間関係と、それを読者に知らせるため周到に編み上げられた語りの子細を明らかにしたい。

## 一、歴史上における宮内卿の補任（一）

### — 淳和朝以降の「旧例」 —

『源氏物語』において「宣旨の娘」の果たした役割とはいかなくなるのか。まずは彼女の父の官職である「宮内卿の宰相」から考えてみたい。平安時代には「宰相」の語は「参議」という特定の官の別称であるので、おそらく朝廷公卿の参議として故院、つまり桐壺帝に仕えていたことがわかる。ここで問題となるのが、彼の兼官となる「宮内卿」である。周知のように、「宮内卿」とは律令官制の八省の一つである宮内省の長官であるが、しかしながら、その補任に関しては未だに不明なところが多い。

表一は嵯峨朝以降、後三条朝に至るまで、『公卿補任』『権記』

等で確認できた宮内卿補任の実例を挙げたものである。一瞥してわかるように、宮内卿任官の時点においての品位をみれば、嵯峨朝の藤原貞嗣（正三位、中納言）以降、おおよそ四位の者が任じられるのであった。とくに、歴代の宮内卿の出自に注目したところで、宮内卿の任官はおおむね二つのパターンが挙げられる。一つは、「賜姓源氏」の四位の者がつとめるべき傾向が見られる。こと。もう一つは、賜姓源氏以外に宮内卿に補任できるのが「致仕年齢を越えた文章生」出身だという点。以上の二点が確認できることである。

さて、おおむねの概観を終えて、ここからは具体的な補任の例を個々に見ていきたい。藤原氏南家武智麻呂の孫に当たる藤原貞嗣以降、臣籍に降下せしめた「賜姓源氏」が宮内卿に任じられる先例は、淳和朝、天長七年（八三〇）に補任された源弘を嚆矢とする。『公卿補任』によれば、源弘が「嵯峨天皇第二源氏」と示されるように、<sup>(6)</sup> 彼が親王宣下されていない臣籍に下した賜姓源氏である。源弘の次の任官者は文徳朝においての源勤が見られる。源勤は「嵯峨天皇第十三源氏。融同産弟」と記されるように、<sup>(7)</sup> 彼も賜姓源氏であった。その次に補任される源多は「仁明天皇第一源氏」<sup>(8)</sup> であった。さらに清和朝においての源冷は同じく「仁明天皇源氏」<sup>(9)</sup> であり、彼が源多の兄弟であった。こうして、淳和朝から宮内卿の任官のあり方は、おおむね嵯峨天皇の賜姓皇子、源弘を範として賜姓源氏の四位の者が任官することを慣例としていたと言えるだろう。

ところで、ここで宮内卿補任ができる者としての賜姓源氏とその時に在位する天皇との関係に注目してみたい。まずは淳和朝の

源弘を見てみよう。嵯峨皇統から出身する賜姓源氏が嵯峨上皇の大家父長制のもとに、政界進出を果たしたものであると指摘されているように、おそらく源弘は嵯峨上皇の庇護のもとに宮内卿になつたのである<sup>(1)</sup>が、ここで注意すべきは淳和天皇の「父帝（桓武天皇）の孫」として生まれた源弘は淳和天皇とは「叔父と甥」の關係であつたという点である。また、次の源勤は文徳天皇の「祖父帝（嵯峨天皇）の子」であり、天皇と宮内卿とは源弘と同じく「叔父と甥」の關係であつた。そしてその次の源多は文徳天皇の「父帝（仁明天皇）の子」であり、天皇とは「兄弟」關係であつた。さらに、清和朝に補任された源冷は天皇の「祖父帝（仁明天皇）の子」であり、源弘・源勤の場合と同じく「叔父と甥」の關係であつた。

では次に、宇多朝の源興基の補任を考えてみよう。源興基は宇多天皇の「祖父帝（仁明天皇）の子」人康親王、の子であつたものの、宮内卿本来の任官方針、つまり「賜姓源氏」の四位の者が任官することが望ましい先例に従えば、おそらく、人康親王が任卿することにより、親王子の源興基が「賜姓源氏」として宮内卿に補任される十分条件を具えた可能性があつたのだろう。ちなみに、宇多天皇の「祖父帝（仁明天皇）の孫」として生まれた源興基は天皇とは「従兄弟」關係であつた。

ここまでの任官を整理すると、宮内卿補任ができるのは、むしろ在位中の天皇の賜姓皇子ではなく、あくまでも①「祖父帝」血脈を受け継ぐ賜姓源氏、つまり天皇とは「甥、或いは従兄弟の關係」である賜姓源氏、②「父帝」血脈を受け継ぐ賜姓源氏、つまり天皇とは「兄弟、或いは甥關係」である賜姓源氏に限られるこ

とがわかる。こうした宮内卿の任官方針は、淳和朝以来嵯峨上皇の意図する賜姓源氏の積極的な側面、すなわち位階・官職を帯びて天皇のいわば藩屏としての勢力を取り込む姿勢が見られる。その一方で、この任官の事例から見られるように、宮内卿補任には現天皇と宮内卿との間に「祖父帝と父帝」という同じ血筋の「身内關係」があつたように思われよう。

しかしながら、源興基の後を受けて、宮内卿に補任されたのは桓武天皇の孫に当たる十世王である。十世王の任官について、『西宮記』「賜臣下賀事」項目の寛平三年（八九一）十二月六日条が興味を引く。そこには「有勅任宮内卿、十世王不覚流涕、件王天皇之舅<sup>(2)</sup>」との一節があり、十世王は賜姓源氏ではないものの、彼が宇多天皇の生母、班子女王の兄弟であり宇多天皇の外舅であることが理由で、宮内卿に勅定された経緯がここから理解出来る。ということは、彼は宇多天皇とは外舅關係で、本来賜姓源氏出身の者が務める宮内卿の任官対象となつたのだろう。こうした「外舅任官」は親政の姿勢が高まつた宇多天皇による特殊な例の補任だと言えよう。

## 二 歴史上における宮内卿の補任（二）

### 醍醐朝における「新例」

さて、淳和朝以来、十世王のような特別な補任を除いて、現天皇の「祖父帝」と「父帝」の血筋から出た身内出身の賜姓源氏の四位の者だけが宮内卿任官できる方針は遵守されてきたが、しかしながら、こうした宮内卿任官の先例を破って、任官の方針が突如変わった例は、醍醐朝における三善清行の任官に見られる。表

表一 歴代宮内卿補任一覧

歴代	宮内卿	就停任年月日	出自	任卿本官	年齢・系譜
嵯峨	藤原貞嗣	弘仁十二年正月十一日兼 弘仁十五年正月四日薨	藤原南家	中納言 正三位	63歳任66歳薨 武智麻呂孫
淳和	源弘	天長七年八月五日任 承和二年五月二十日遷	賜姓源氏	非公卿 從四位上	19歳任24歳遷 嵯峨天皇皇子
文徳	源勤	天安二年正月五日任	賜姓源氏	非公卿 從四位上	35歳任 嵯峨天皇皇子
文徳	源多	仁寿二年二月任 斉衡四年六月止卿	賜姓源氏	非公卿 從四位上	24歳任29歳止 仁明天皇皇子
清和 陽成 光孝	源冷	貞観十五年正月十三日任	賜姓源氏	非公卿 正四位下	41歳任54歳停 仁明天皇皇子
宇多	源興基	仁和三年停卿	賜姓源氏	參議 正四位下	38歳任38歳卒 仁明天皇孫
宇多	十世王	寛平三年十二月六日任 延喜十六年七月二日薨	宇多帝舅	非公卿 從四位上	58歳任83歳薨 桓武天皇皇孫
醍醐	三善清行	延喜十七年五月二十日兼 延喜十八年十二月六日薨	文章生	參議 從四位上	74歳任75歳薨 貞観十五年文章生
醍醐	橘良殖	延喜十九年六月三日兼 延喜二〇年二月二八日卒		參議 從四位上	56歳任57歳卒
醍醐	源悦	延喜二〇年九月二二日兼 延喜二一年正月止卿	賜姓源氏	參議 從四位上	57歳任58歳止 源弘子

※表の作成にあたっては、特に注記がない場合、『公卿補任』（新訂増補国史大系本）を参照した。  
 ※『紀略』：『日本紀略』（新訂増補国史大系本）、『権記』（増補史料大成本）、「扶桑」：「扶桑略記」。

一に見られるように、延喜十七年（九一七）に三善清行が任官されたのである。ではまず、三善清行の経歴から見てみよう。延喜十四年（九一四）「意見封事十二箇条」を呈上した文章博士の三善清行について、『公卿補任』の記載を参照すると、彼が貞観十五年（八七三）の春に文章生に補せられたことがわかる。さらに三善清行の任卿年齢に注目してみれば、歴代の宮内卿に任官できた賜姓源氏たちが殆ど壮齢での任卿であるのに対して、彼が七十四歳にして任官されたことがわかる。つまり、通常の致仕年齢<sup>①</sup>を越えた文章生出身の彼が、本来皇統出身の賜姓源氏が務める筈の宮内卿の任官対象となっていたのである。醍醐朝においての三善清行の宮内卿任官が、これまでの補任と大きく異なるのは、①「祖父帝」血脈から出た賜姓源氏、つまり醍醐天皇の血脈を受け継ぐ賜姓源氏たち、②「父帝」血脈から出た賜姓源氏、つまり醍醐天皇と同じ血脈を持つ賜姓源氏たちを全て押しつける形で、非皇族出身の者が始めて宮内卿に補任されたという点である。そもそも淳和朝以

朱雀	藤原兼平	承平五年七月二八日從三位 宮内卿藤原兼平薨(紀略)	朱雀帝舅	非公卿 從三位	年齢未詳
朱雀	紀淑光	天慶二年八月兼 同年九月十一月薨	文章生	參議 從三位	71歳任71歳薨 昌泰元年春文章生
村上	藤原元名	天徳四年九月二一日兼 康保元年二月二三日去卿	文章生	參議 從四位	76歳任80歳卒
村上	源重光	康保元年七月二九日兼 安和元年十月二三日去卿	賜姓源氏	參議 從四位上	42歳任46歳止 醍醐天皇皇孫
冷泉	藤原兼通	安和二年閏五月二一日兼 天祿三年十一月二七閏白	冷泉帝舅	參議 從四位下	45歳任48歳止
円融	藤原守義	天延元年三月二〇日任 天延二年二月四日卒	文章生	參議 從四位上	78歳任79歳卒 延長二二年文章生
円融	高階良臣	天元三年七月五日宮内卿 從四位下高階真人良臣卒 去(扶桑)	文章生	非公卿 從四位下	年齢未詳
一条	源尊光	長保四年以前任卿 長保四年三月十三日昨 宮内卿出家(權記)	賜姓源氏	非公卿 從四位下	年齢未詳 醍醐天皇皇孫
一条 三条	源道方	長保四年九月二四日任(權 記)	賜姓源氏	非公卿 從四位上	35歳任68歳遷民部 卿
後朱雀 後冷泉 後三条	源経長	長久三年十月二七日兼 長元八年十月十六日遷	賜姓源氏	非公卿 從四位下	38歳任65歳遷皇后 宮大夫
後朱雀 後冷泉 後三条	源経長	長久三年十月二七日兼 長元八年十月十六日遷	賜姓源氏	非公卿 從四位下	38歳任65歳遷皇后 宮大夫

来の「賜姓源氏」任官の先例を無視し、三善清行が任官されなければならない理由はどこにあるのだろうか。この理由を考えるために、まずは醍醐天皇の祖父帝、光孝天皇と父帝の宇多天皇の代から考えてみよう。

醍醐天皇の祖父、光孝天皇から出た賜姓源氏は、大半、光孝天皇が踐祚する前後に薨じたのである。また『尊卑分脈』によれば、醍醐天皇の父帝、宇多天皇はその皇子たちが全員親王宣下されていたのである。そうすると、延喜十七年(九一七)の醍醐天皇にとって「祖父帝(光孝天皇)」血脈を継承する者のなかで、ふさわしい賜姓源氏が見つからない一方、「父帝(宇多天皇)」の皇子、つまり醍醐天皇の兄弟は殆ど親王の地位にいるわけであるので、延喜十六年(九一六)七月に十世王が薨じた後に、宮内卿として十分条件を具える賜姓源氏がない事情が浮かび上がってくるのであろう。こうした事情を踏まえた上で考えれば、醍醐天皇にとっては、賜姓源氏を求めようとすると、文徳源氏・清和源氏・陽成源氏たちの中からしか取る方法が残っていない

いのである。だが、ここで注目すべきは延喜十七年（九一七）五月の宮内卿補任は、文徳源氏・清和源氏・陽成源氏が存在しているにもかかわらず、この皇統から出た賜姓源氏は一切採用しない方針を取ったことがわかる。周知のように、元慶八年（八八四）

陽成天皇が廢位に追い込まれた後に、藤原基経の擁立で大叔父に当たる光孝天皇が即位したが、三年後にはその子の源定省、一世源氏出身の皇子の異例な即位により、文徳・清和・陽成皇統が遂に断絶し、光孝から新たな皇統が誕生したのである。だが、延喜十七年の宮内卿補任をみれば、旧文徳皇統から出た賜姓源氏は一切採用しない方針を取ったことが明白であり、これは、文徳系皇統と光孝系皇統の交替によって、新たに発足したばかりの新皇統は宮内卿補任を旧皇統の賜姓源氏から求めるより、むしろ文章生出身の者を「新例」として据えたのだと考える方が自然であろう。三善清行の後、引き続き他姓の橘良殖、そして嵯峨天皇の孫に当たる二世源氏の源悦が任官されたのである。源悦の後には朱雀天皇の生母、穩子の兄弟である藤原兼平の任官が見られる。このように先例を破った三善清行の補任を皮切りに、延喜年間から宮内卿の任官方針が変り、旧皇統の血脈から出た賜姓源氏が殆ど補任の対象とならずに、その代わりとして、文章生・他姓の者などを起用したり、十世王のように外舅任官例を踏まえたりする任官方法を模索している有り様が浮かび上がってきたのである。

こうして、文章生出身の宮内卿補任は三善清行を初例として、それ以降朱雀朝の紀淑光、村上朝の藤原元名、円融朝の藤原守義、高階良臣が続いている。「公卿補任」「尊卑分脈」によれば、五人がいずれも紀伝道の文章生出身であることがわかる。さらに、こ

の五人の宮内卿任官の年齢をみると、年齢未詳の高階良臣を除けば、三善清行、紀淑光、藤原元名、藤原守義、全員が致仕年齢を越えた短期就任をしていたことが窺われる。これらの記述から、三善清行の例を踏まえて、宮内卿の任官のあり方は賜姓源氏に限られた先例から、文章生出身の文人を起用する「新例」が樹立されるように見える。このように、醍醐朝からはこれまでとは異なる独自の宮内卿任官の方針を打ち出したことが明白であるといえるよう。

ところで、表一から理解されるように、文章生出身の文人を任じる「新例」が定着するかのようには思われた、康保元年（九六四）七月二十九日に、従四位上参議、代明親王子の源重光が宮内卿に任じられているという事実がある。醍醐天皇の孫として生まれた源重光は、村上天皇とは「伯父と甥」の關係で繋がった賜姓源氏である。ア、現天皇の「父帝」血脈から出た賜姓源氏、イ、品位四位以上、ウ、致仕年齢ではない壮齡の補任、などの点から見れば、源重光の宮内卿補任は淳和朝以来の任官方針を復活したもののようである。源重光について、『村上天皇御記』の記文を参照にすると、天徳四年（九六〇）九月内裏焼亡するときに、彼が王権の象徴である神器、劍・璽の筥を持って村上天皇に忠節を果たしたとする一節がある。おそらく、村上朝においての王権象徴を守護した彼が賜姓源氏として宮内卿補任にふさわしい人物ではないかと考えた村上天皇が、改めてかつての宮内卿補任の方針を回復したのではないかと考えられる。それによって、「祖父帝と父帝」の血脈からの出身である賜姓源氏が再び宮内卿の官職に昇ることができたのであるが、それは宮内卿補任は淳和朝以来、

何よりも血筋を重視するという方針が回帰したという背景を持っていたと思われる。だが、安和元年（九六八）十月、源重光が宮内卿を去った後、次に宮内卿の補任を果たしたのは、賜姓源氏ではなく、文章生出身の長者ではない藤原兼通である。この任官については、十世王と藤原兼平の例を想起することができる。十世王と兼平の姉妹に当たる班子女王・穩子は宇多天皇・朱雀天皇の生母であるために外舅の十世王・兼平が宮内卿に任じられたのである。おそらく、兼通は冷泉帝の生母、安子とは兄弟関係であるので、いわゆる「外舅任官」で宮内卿補任を果たしたのではないかと推測される。これは初例の十世王の例を踏まえた、特殊で例外的な理由での補任であるといえよう。

### 三、歴史上における宮内卿の補任（三）

#### — 一条朝における「新方針」 —

ところで、賜姓源氏としての宮内卿補任は村上朝の源重光以来、再び一条朝に復活したかのようにみえる。任卿年月日は詳らかではないが、『権記』によれば長保年間に醍醐天皇の孫に当たる源重光が宮内卿であったことが確かめられる。『権記』の記載に源重光の出自は次のように記されている。そこには「故彈正尹章明親王第二男、母清慎公長男右近少将敦敏女也」とある。源重光の父、章明親王は醍醐天皇の皇子であり、母は小野宮流敦敏の女であった。源重光は一条天皇にとつて、天皇の曾祖父（醍醐天皇）の孫に当たるのだが、村上朝の宮内卿源重光と同じく、彼も醍醐天皇の血脈を受け継ぐ醍醐源氏であった。

さて、源重光の補任によって、賜姓源氏が再び宮内卿任官に

戻ったように見えたが、ここで注意すべきは、彼の出自の問題である。ここまで見てきたように、淳和朝以来の宮内卿補任の「旧例」は、ア、「祖父帝」「父帝」血脈から出た賜姓源氏、イ、品位四位以上、ウ、致仕年齢ではない壮齡の補任、などの点が確認できた。だが、源重光は一条天皇の「祖父帝（村上天皇）」や「父帝（円融天皇）」血脈から出た賜姓源氏ではなく、彼は天皇の曾祖父帝である醍醐天皇の血脈を濃く受け継ぐ醍醐源氏であった。さらに、また長保四年（一〇〇二）三月に源重光が出家したあとに、同年九月に源道方が宮内卿に補任されている。源道方の出自をいえば、彼が一条天皇の曾々祖父である宇多天皇、の皇子敦実親王の男源重信の子である。その点から考えれば、一条朝における宮内卿補任は血筋を重視するという淳和朝以来の宮内卿任官の方針に適っていたのであろうと思われる。しかしながら、任官の側面を見れば、淳和朝以来の「旧例」とは違って、現天皇（一条天皇）の「父帝（円融天皇）」「祖父帝（村上天皇）」血脈を受け継ぐ賜姓源氏が宮内卿補任から排除されたのである。

一条天皇の父帝、円融天皇には賜姓皇子はなかったたので、「旧例」に従えば、祖父帝の村上血脈から出た賜姓源氏を宮内卿に据えたはずであった。だが、一条朝の宮内卿補任は冷泉皇統（冷泉・花山・三条）の賜姓皇子を排除し、「醍醐源氏」と「宇多源氏」との結びつきが強調されていたように見える。その理由として想定しうることは、村上朝以降における冷泉系皇統と円融系皇統の両統迭立問題が考えられよう。これは、醍醐朝における宮内卿補任のとき、「旧皇統」（文德系皇統）の賜姓源氏を排除する姿勢と共通していると思われるのだが、その一方、一条朝の宮内卿

任官方針は醍醐朝のように、致仕年齢の文章生を補任するというものではなかった。一条朝における宮内卿補任の新方法は、「曾祖父帝」から出た醍醐源氏の源尊光、「曾々祖父帝」から出た宇多源氏の源道方の双方を介して、「宇多——醍醐」血脈から一条血脈へと繋げることで、一条皇統の継承系譜の由来であると位置づけるためのものであった。その方法は、賜姓源氏を血脈重視の役職である宮内卿に据え置くことで、両統迭立のなかで一条皇統の直系継承をよりはっきりさせるためのものであったと言える。

「宇多——醍醐」の血脈を継承する宇多源氏と醍醐源氏を抜擢することによって、「宇多——醍醐——村上——円融——一条」という直系継承の系譜を作り出しているのである。これを裏付けるように、のちの一条朝以降の宮内卿補任は直系継承による一条皇統の由来として位置づけられた宇多・醍醐天皇の血脈を色濃く継承する宇多源氏・醍醐源氏が据えられたことが、いずれも確かめられる。

ここまで、宇多朝から一条朝までの宮内卿の任官を検討してきたのだが、この検討によつて、醍醐・朱雀・村上・冷泉・円融朝においての宮内卿補任は、特殊な例外的理由を除くと、主に致仕年齢を越えた文章生出身の文人を据えていることがわかった。こうして見てくると、宮内卿の賜姓源氏任官は淳和朝の嵯峨第二皇子、源弘を始めとして宇多朝まで定着しており、源弘は嵯峨皇統を固守する役割を果たしたように思われる。<sup>(23)</sup>その後、「祖父帝」「父帝」の血筋を受け継ぐ賜姓源氏を宮内卿として据えることが慣例となり、宮内卿補任は祖父帝や父帝の血筋を受け継ぐ同皇統内に生きる賜姓源氏たちとの良好な関係を示す重要な意義を持つ

ていたと思われる。一方、光孝帝の即位によつて、予期せぬ皇統の交替が行われたのだが、醍醐朝においては、「祖父帝」「父帝」血脈からの賜姓源氏が不在となり、かつ旧皇統（文徳・清和・陽成）から出自した賜姓源氏を意図的に疎外するために、新たな宮内卿補任の先例を作っておく必要があったように思われる。もともと「祖父帝」「父帝」血脈から出た賜姓源氏を立てるとい任官方針だったのだが、ここで一時の権宜策として致仕年齢を越えた文章生出身の文人を据えるようになったのである。こうして、同血脈から出身する賜姓源氏の欠如と新旧皇統の交替を背景に、醍醐朝を境にして宮内卿補任の方針も大きく変わったのである。醍醐朝以降は新方針を取り入れつつあったが、新皇統の地盤が確立できた村上朝からは、本来の任官方針に回歸して、賜姓源氏としての宮内卿補任が復活し始めたのである。さらに一条朝から、醍醐源氏の源尊光、宇多源氏の源道方が任じられたのだが、源弘は嵯峨源氏として「桓武——嵯峨」皇統を固守したことからわかるように、一条朝においての宇多源氏・醍醐源氏の補任は、両統迭立のなかで一条皇統の直系継承として崇められる「宇多——醍醐」血脈を固守する役割を果たしていくためのもので、そのため本来、賜姓源氏が継承すべき宮内卿に宇多源氏・醍醐源氏が据え置かれてきたと考えられる。

#### 四、『源氏物語』における

##### 「宮内卿」の系譜と準拠

ここで、『源氏物語』の、宮内卿の娘として生まれた「宣旨の娘」のはたした役割の問題に立ち戻る前に、『源氏物語』におい

て彼女の系譜に言及された部分を再確認してみよう。「濔標」巻には、「故院にさぶらひし宣旨のむすめ、宮内卿の宰相にて亡くなりし人の子なりしを、母なども亡せて、かすかなる世に経けるが、はかなきさまにて子産みたり」(「濔標」②二七七頁)とあるように、「宣旨の娘」の両親は、故院つまり桐壺帝に仕えた宣旨と宮内卿と呼ばれる者である。前節まで確認したように、歴史上における宮内卿補任については、三つの方針が考えられる。まず、淳和朝以来、「文帝」「祖父帝」血脈から出た賜姓源氏が補任されたという「旧例」がある。そして、醍醐朝から異なる皇統出身の皇子を排斥するために捉えた「新例」である文人出身の短期補任がある。さらに、一条朝において両統迭立のなかで一条皇統の直系継承として崇められる「宇多——醍醐」血脈から出た賜姓源氏が据えられる「新方針」がある。この三つから考えると、物語中の桐壺帝に仕えた宮内卿という人物の出身を考えようとする時、一、桐壺帝の「文帝」「祖父帝」血脈から出身した賜姓源氏、二、致仕年齢を越えた文章生出身の文人、三、桐壺皇統の「直系継承」として崇められる帝の血脈を継承する賜姓源氏、そのいずれかである可能性が浮かび上がってくるのである。

まずは、賜姓源氏かあるいは文章生出身かそのどちらであるのかという問題に回答を与えようとすると、見逃せない描写が以下の一節にみられる。光源氏が隠れて彼女の屋敷に出掛けようとした様子の描写に、「家のさまも言ひ知らず荒れまどひて、さすがに大きなる所の、木立などうとましげに」(「濔標」②二七八頁)とある。ここから、「宣旨の娘」という女性はかなり大きな邸宅を伝領していたことがわかる。たとえば、「少女」巻におい

て夕霧が大学に入学させて字をつける儀式を描くときに、「博士どももなかなか臆しぬべし。(中略)家より外にもとめたる装束どもの、うちあはずかたくなしき姿などを恥なく、」(「少女」③一八頁)とあるように、当時の紀伝道文人の貧困さが書かれている。すると、「さすがに大きなる所」に住んでいる彼女の父の出自を考えると、文人出身である可能性が低いと推測される一方、高貴な出身であると考えるのが自然であろう。もし「宣旨の娘」の父、宮内卿が高貴な出自であるならば、それは、前項までに見たように、四位の賜姓源氏が宮内卿に補任された範例に準じて造型されていると考えることが出来るのである。このように「家のさま」を描くことによつて、「源氏物語」の語り手は「宮内卿」の身分を明らかにしている。それはただの「家のさま」の「描写」だけでなく、当時の任官の事情をふまえた意識的な方法としても使われていると見るべきなのである。この「家のさま」を詳細に描く語り手のことは、物語中の宮内卿の映えなさ、それへの切実な思いを鮮明に浮かび上がらせるために意識的に仕組まれているのである。

なお、歴史上に宮内卿という高貴な出自の父を持って、のちに零落してからその娘が貴人に仕える実例をあげれば、源重光の例がみられる。たとえば、『栄花物語』巻第十「ひかげのかづら」に「かかるほどに、皇后宮(嬪子)参らせたまへとあれば、(中略)御輿に致仕の大納言(源重光)の御女、大納言の君仕うまつりたまへり」(①五二四頁)<sup>24</sup>とあるように、村上朝の元宮内卿の源重光の家がのちに没落し、娘が三条后の嬪子付き女房として仕えていた境遇が語られている。

こうして物語中の「宮内卿」が「文人出身」ではないことがわかり、彼は「賜姓源氏」であると判断できよう。ここで彼がどの帝から出自した人物であったのかを特定する必要がある。桐壺朝に仕えていた彼の出身について考えようとする時、まず必要なのは宮内卿とは現天皇血脈の賜姓源氏ではなく、あくまでも「父帝」「祖父帝」血脈から出た賜姓源氏に限られるという淳和朝以来の「旧例」から考える必要がある。そしてさらに一条朝において、一条皇統の「直系継承」として崇められる宇多・醍醐天皇の血筋を受け継ぐ賜姓源氏が据えられる「新方針」に注目する必要がある。そこから考えると、「宣旨の娘」の父の「宮内卿」

が、一、淳和朝以来の「旧例」に基づく、桐壺帝の「父帝」それとも「祖父帝」の血脈を引き継ぐ賜姓源氏か、二、或いは一条朝任官の新方針に基づく、桐壺帝の「直系継承」として崇められる「曾々祖父帝」か「曾祖父帝」の血脈から出た賜姓源氏、この二つに絞ることができる。

周知のように、「源氏物語」においては、桐壺帝以前には先帝と一院というふたりの帝が存在している。「源氏物語」においての皇統譜については「河海抄」をはじめ、すでにさまざまな視座から読み解く論考がなされており、中でも桐壺帝と先帝、一院の関係については、「光孝——宇多——醍醐」という準拠説がいくつかみられる他、桐壺帝を含めた三代の皇統譜の問題をめぐっては、「一院——桐壺皇統」と「先帝皇統」の皇統交替という物語での設定に注目がされはじめており、先帝皇統とは別皇統になる「一院——桐壺」という皇統は物語が新しく設定した皇統であると日向一雅氏、袴田光康氏により指摘がなされている。さらに、

最近では、『源氏物語』に敷設された皇統譜は父子継承に兄弟継承を加味した皇統を再生産することによって皇統から消えていく系脈を何らかのかたちで直系の皇統に回収する論理なのであるとする説が、福長進氏により詳細に論じられている。ここで、一院と先帝とは別皇統であるとする近年の論考での指摘と直系主義を貫く「血の回収」という視点をもとに考えてみよう。そう考えると、「宣旨の娘」の父の宮内卿は先帝系の賜姓源氏か、あるいは一院系の賜姓源氏かという問題にぶつかることになる。そこで、歴史上においての宮内卿補任の方針と照らしながら「宣旨の娘」の出自を考えてみたい。

前節まで検討してきたように、歴史上における宮内卿補任の方針のなかで、淳和朝の源弘を始として定着してきた賜姓源氏の任官は、「光孝——宇多」新皇統の誕生によつて、旧皇統（文徳・清和・陽成）出身の賜姓皇子を排除するために、一時的に致仕年齢を越えた文章生出身の文人などを起用した新例を樹立したという経緯があった。こうした歴史的な実例から、現天皇と別皇統から出た賜姓源氏は、宮内卿補任から排除される対象となっていた傾向を指摘することが出来る。だとすれば、物語内の「宮内卿」の出自についてもまた、桐壺帝と別皇統である先帝皇統出身ではなく、おそらく彼は桐壺帝の「父帝（一院）」と同じ皇統から出身した賜姓源氏であると推測できよう。もし、彼がそのまま桐壺帝の父帝の一院の賜姓源氏であれば、それは語り手が淳和朝以来の「旧例」を踏まえた設定であると思われる。しかしながら、もしこの語り手がさらに自分の生きた一条朝においての「新方針」、つまり一条皇統の「直系継承」として崇める「曾祖父と曾々祖

父」の宇多・醍醐天皇の賜姓源氏を据える例を踏まえていざすれば、彼の出身は桐壺帝の「曾祖父」か「曾々祖父」の代まで遡らなければならぬのである。しかしここで彼が桐壺帝より何代前の賜姓源氏であるのかを特定するにはまだ問題が残っている。

そこで次に彼の娘の「宣旨の娘」に関する描写に注目してみた。光源氏が彼女の屋敷に出掛けるときに「人のさま若やかにをかしければ、御覧じ放たれず」②「落標」二七八頁とあり、ここで「宣旨の娘」は光源氏より若い女性であると語られているので、彼女は光源氏と同様に桐壺朝に誕生したと考えられる。年齢から考えて彼女の父、「宮内卿」は桐壺帝の「曾祖父帝」や「曾々祖父帝」代の賜姓源氏（二世・三世）である可能性がある一方、彼が桐壺帝の「父帝（一院）」の賜姓皇子（一世）である可能性も残っている。ほとんど解釈に窮してしまふところであるが、歴史上における宮内卿補任の方法から物語の宮内卿という人物造型を考えると、「年齢」より「血脈」に注目したほうがよからう。そうすると、一院皇統と先帝皇統との両統迭立の状況のもとで、桐壺帝は宮内卿補任に関して、桐壺皇統の父帝である一院血脈を受け継ぐ賜姓源氏を据える可能性が高いと理解できるし、桐壺皇統が直系継承として崇める「曾祖父帝」や「曾々祖父帝」（物語で描かれていない帝）から出身した賜姓源氏であることも否定できない。いずれも、彼は桐壺帝にとつては同皇統から出身した賜姓源氏として存在し、現天皇（桐壺帝）との緊密な関係を示す重要な意味が込められていた「宮内卿」に補任するのに絶対的に有利な条件を持っているのであろう。「源氏物語」は淳和朝以来の「旧例」を踏まえているだけでなく、さらに一条朝にお

いて両統迭立における直系継承という要素から同皇統における「血脈重視」という宮内卿任官実態を新たな宮内卿像を組み立てているのであろう。

こう理解することで、歴史上における賜姓源氏としての宮内卿任官の諸要素を踏襲して造型されたとおぼしき「宣旨の娘」の父の宮内卿は、桐壺帝と同じ血脈に位置づけられるよう物語のなかで設定されていることがわかる。彼は直系皇統から即位した桐壺帝を支える賜姓源氏としての立場に立つ存在であり、そのように設定されている。こうした視座から新たにこの物語を読み解くことができるのである。そう考えると、宮内卿の娘である「宣旨の娘」は、彼女も同皇統から出た光源氏を擁護する立場にある者であることがわかる。この視座により、父の「宮内卿」を介した桐壺血脈から出身した光源氏と「宣旨の娘」との深く交差した人間関係から、直系皇統内に生きるもの同士にまつわる構図が浮かび上がってくるのである。

## 五、隠された「同系譜」である

### 「末摘花」との類似性

—その描写に着目して—

以上のように、「宣旨の娘」の存在と設定問題について考えてきたのだが、さらにその視座から故常陸宮の娘の「末摘花」にも注目してみることで新たな知見を得ることが出来る。「末摘花」を検討するまえに、まず「宣旨の娘」に関する記述に戻ってみよう。「落標」巻に「宣旨の娘」が初めての登場を描く場面については、次のように書き出されている。

(ア) 故院にさぶらひし宣旨のむすめ、宮内卿の宰相にて亡くなりし人の子なりしを、母なども亡せて、かすかなる世に経けるが、はかなきさまにて子産みたり、と聞こしめしつけたるを、知るたよりありて事のついでにまねびきこえける人召して、さるべきさまにのたまひ契る。まだ若く、何心もなき人にて、明け暮れ人知れぬあばら家にながむる(イ)心細きなれば、深うも思ひたどらず、この御あたりのことをひとへにめでたう思ひきこえて、参るべきよし申させたり。

(ウ) いとあはれにかつは思して、出だし立てたまふ。ものついでに、いみじう忍び紛れておはしまじたり(中略)いたう衰へにけり。(エ)家のさまも言ひ知らず荒れまどひて、さすがに大きな所の、(オ)木立などうとまじげに、いかで過ぐしつらむと見ゆ(濛標)②二七七頁から②二七八頁)

とあり、この行文が宣旨の娘について、(ア)出自に関する情報(イ)いまの心境、(ウ)いまの様子、(エ)屋敷の零落ぶり、(オ)屋敷の庭の有り様という説明を丹念に語り進めてゆくことがわかる。明石の姫君が誕生したとき、乳母として登場した「宣旨の娘」については、宮内卿の父と宣旨の母がなくなつたあとに、かなり大きな邸宅を伝領する描写があり、そこで心細く生活をしている。やがて、そこで暮らす宣旨の娘のところに光源氏が来訪するのである。この行文は、(ア)から(オ)まで「心細い」「いとあはれ」「荒れ」「木立うとまじげ」という表現とともに、宣旨の娘の本来の高い出自にもかかわらず、来訪する光源氏のまなざしを通して今の零落ぶりを捉えており、「宣旨の娘」の出自と心

象を克明にきざんでいく。ここで留意すべきは、光源氏のまなざしを媒介として、没落した高貴出身の女君を描きとめる描写は、故常陸宮の娘の末摘花からも見受けられるという点である。

さて、次巻の「蓬生」巻を見てみよう。須磨から帰朝した光源氏が久しぶりに末摘花を訪問する場面である。

(ア)常陸の宮の君は、父親王の亡せたまひにしなごりに、また思ひあつかふ人もなき身にて(イ)いみじう心細げなりしを、思ひかけぬ御事の出で来て、(中略)そのなごりに、しばしば泣く泣くも過ぐしたまひしを、年月経るままに、(ウ)あはれにさびしき御ありさまなり。(中略)(エ)もとより荒れたりし宮の内、いとど狐の住み処になりて、(オ)うとまじうけ遠き木立に、梟の声を朝夕に耳馴らしつつ、人げにこそさやうのものもさかれて影隠しけれ、木霊など、けしからぬ物ども、ところ得て、やうやう形をあらはし、ものわびしき事のみ数知らぬに(蓬生)②三一六頁から②三一七頁)

とあるように、この場面は故常陸宮邸を伝領した末摘花が零落した屋敷で心細く暮らしている一文から書き始められる。この、「蓬生」巻の巻初を割いて書かれる常陸宮邸の深く生い茂る荒廃の景色は、常陸宮家の没落を物語るだけでなく、次に来訪する光源氏を待つ舞台ともなっている。続いて物語の語り手は、もう一度光源氏のまなざしを通して「宣旨の娘」を語る説明を再び繰り返すかのように順を追って同じような言葉を続けており、その効果によりこの風景は読者に深く刻まれるのである。二人に対する行文の記述を見れば、(ア)出自は父君を中心に置き、親

になくなられた現状、(イ)いまの心境はともに「心細い」、(ウ)「あはれ」に思われる様子、(エ)屋敷が「荒れた」有りさま、(オ)屋敷の庭が「うとましげに木立」しているさま、という行文に、「心細い」「あはれに」「荒れたりし」「木立うとましげに」という先の場面と相同の言辭が用いられている。物語中において故常陸宮家と故宮内卿家をめぐる書き方が類似しているところはあながち無意味ではあるまいと思われる。

語り手は、光源氏が来訪する直前に用意された舞台、末摘花と宣旨の娘の暮らしぶりに対しては、まるで型に沿ったようなほぼ同様な語り口を採用している。つまり、都帰還を果たした光源氏が赴く場所は、末摘花についても、宣旨の娘において語られたのと酷似した場が設けられており、やがて、この荒廃した屋敷に来訪の足を運んできた光源氏の心象景色を映し出すような語られ方がされていく。極めて類似した造型がなされた「末摘花」と「宣旨の娘」像は物語において明確に描き出されているわけだが、それは二人の相同の出身を浮き彫りにしている。こうした語り方は来訪する光源氏のまなざしを通して可能となるものであり、その語りを通じて読者は二人の関係の比類なさを見出すことができるのである。このように、光源氏の眼差しを通して、この二人の同質性が物語の中でほのめかされている点に気づくことが出来るのである。この同質性は、おそらくこの二人が同じ出自であることに由来しているのであろう。つまり同じ「一院源氏」であるという要素が潜んでいる可能性があるからこそ、光源氏の二人へのまなざしが見事に重なりあう描かれ方をしているのだといえる。このようにして、同じ皇統出身の女君を見つめる光源氏の類似した

境遇にさすらう同皇統への共鳴を、読者に対して呼び覚ますために、語り手は光源氏のまなざしを媒介として、「宣旨の娘」と「末摘花」の周辺の描写を克明に編みあげているのである。

## 六、結び

「滲標」巻において明石の姫君が誕生する際に、乳母として登場してくる「宣旨の娘」という女性については、「宣旨の娘」の父の官職、つまり「宮内卿」という官職に着目することで、彼女の出自と光源氏との繋がりについて新たな知見をもたらすことができた。それだけでなく、彼女の出自への着目は「末摘花」をも新たな視角で照らし出しうるのである。光源氏が栄華を築こうとするとき、一見それとは対照的な故宮内卿家と故常陸宮家の没落を描くことは、語り手が読者に最も重要な情報をしらしめず方法の一つであったのである。その描写によって、同皇統の没落した女君の造型像がいつそう鮮明に読者に刻まれるのである。

物語内の「宮内卿」という設定は、一院血脈と桐壺血脈とに繋がると同時に、そこから出た直系皇統の女君が同皇統の内に生きる者として、光源氏の血脈と繋がる働きを果たしている。相同の血脈を引き継ぐ没落女君への心懐かしさを抱え込みながら、光源氏の内奥に「同皇統」へのこだわりが深く沈潜していることがそこから読み取れるのである。そして、そのこだわり故に、光源氏はかけがえない明石の姫君の乳母の任を同皇統から出身した宮内卿の娘に心置きなく委ねることもまた可能となったのである。光源氏は「一院——桐壺」血脈から出た皇子であることは揺ぎ無いことであるが、この皇子は苦難の須磨流離を境として、今後

の栄華を築き上げようとするまさにそのとき、没落した同皇統出身の女君をそれぞれ尋ねていたのである。「宣旨の娘」と「末摘花」に対する、同皇統出身であることからくる心懐かしさによって共鳴が生まれ、そこから顧みて、光源氏は今一度自らのあり方を凝視し、結果、没落した同皇統の女君を身内として結び直そうとしている。歴史上における「宮内卿」という官職のあり方を手がかりにすることで、同皇統内に生きる男君、女君を巡る筋道が物語の中に幾重にも張り巡らされていることを明らかにすることが出来た。それらの筋道が物語の中につっかりと編み込まれていたことを、本稿の視座から私たちは確認することが出来るのである。そして、最初から皇統譜から弾き出された存在として描き出されている光源氏のなかに須磨流離を辛苦した後の造型において、誰よりも「血脈」への執着の念が浮かびだしてきていることを、今一度確認することで本稿を閉じることにする。

注

- (1) 阿部秋生氏『源氏物語研究序説』（東京大学出版会、一九五九年四月）。秋山虔氏「宿世のうらおもて」（源氏物語 一九六八年二月、岩波書店）。日向一雅氏「源氏物語の主題―「家」の遺志と宿世の物語の構造―」（桜楓社、昭和五十八年五月）。小嶋菜温子氏「源氏物語」の産養―「家」と「血」の幻影」（新・物語研究 4）  
 『源氏物語を（読む）』若草書房、一九九六年）、同氏「光源氏と明石姫君―産養をめぐる史劇」（『国文学』一九九九年四月）。  
 (2) 『源氏物語』の引用は、阿部秋生氏・秋山虔氏・今井源衛氏校注、日本古典文学全集『源氏物語』（小学館）による。括弧内の算用数

字は巻数、漢数字は頁数を表す。また、適宜、私に網掛け線を付す。以下同。

- (3) 明石姫君の乳母の「宣旨の娘」に関する論としては、たとえば島津久基氏「明石の君の乳母」（『源氏物語新考』明治書院、昭和十一年）は紫式部の自画像と見る説がある。そのほかに、伊藤博氏「源氏物語講座 三」（有精堂、昭和四十六年）、吉海直人氏「明石姫君の乳母について」（『源氏物語の探求 第十一輯』風間書房、昭和六十二年七月）、西村恵氏「心知りの人」宣旨の娘」（『国文学攷』第116号、昭和六十二年）、齋木泰孝氏「女房と女君（一）―乳母選びの要件と乳母の思考法―」（『国語国文論叢』第十九号 安田女子大学文学部日本文学科、一九八九年）などを参照されたい。
- (4) 黒板伸夫氏「宰相小論」（『平安王朝の宮廷社会』吉川弘文館、平成七年一月）二二二頁。
- (5) 和田英松氏「新訂官職要解」（講談社学術文庫、昭和五十八年十一月）。
- (6) 『公卿補任』（新訂増補国史大系本）仁明天皇承和九年、参議源弘の条による。
- (7) 『公卿補任』（新訂増補国史大系本）清和天皇貞観十二年、参議源勤の条による。
- (8) 『公卿補任』（新訂増補国史大系本）文徳天皇仁寿四年、参議源多の条による。
- (9) 『公卿補任』（新訂増補国史大系本）陽成天皇元慶六年、参議源冷の条による。
- (10) 北山茂夫氏「内裏・院・神泉院」（『平安京』中公文庫、二〇〇四年八月改版）一四七頁。
- (11) 嵯峨上皇は淳和天皇の兄であるものの、嵯峨天皇の讓位で即位

した淳和朝は、嵯峨上皇の大家父長制のもとで、政治を行っていたことから考えれば、嵯峨上皇は淳和天皇にとって、「文帝」的な存在と考えてもよいだろう。

(12) 林隆明氏「嵯峨源氏の成立事情」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年九月)。

(13) 『西宮記』(新訂増補故実叢書)「十二 臨時 賀事 一賜臣下賀事」項目に「寛平三年十二月六日、壬午、仰内蔵寮、令儲中務大輔十世王六十賀之饗、御前賜座、侍臣勸膳、依次勸盃、欲行六十坏、至三十六巡、取醉差深、賜祿即賜御杯、放盞之間、有勅任宮内卿、十世王不覺流涕、件王天皇之舅」とある。

(14) 三善清行の経歴については、『公卿補任』(新訂増補国史大系本) 醍醐天皇延喜十七年、参議三善清行の条による。

(15) 『令義解』(新訂増補国史大系本)「卷四 選叙令」に「凡官人。年七十以上聴致仕」とある。

(16) 『尊卑分脈』(増補史料大成本)によると、光孝天皇には十五名の賜姓源氏の皇子がいたが、そのなかで、姓没未詳の皇子以外、(光孝天皇が)「踐祚以前卒」と記されたのが、源元長、源兼善、源名実、源篤行、源最善、源音恒、源成茂、源是茂の八人がいた。さらに源貞恒が延喜八年、源国紀が延喜九年に薨じた記載によれば、光孝の一世源氏は、延喜十七年ごろに至って殆ど姿を消したようにみえる。

(17) 河内祥輔氏『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、一九八六年)。

(18) 『公卿補任』(新訂増補国史大系本)によれば、醍醐朝の三善清行は貞観十五年に、朱雀朝の紀淑光は昌泰元年春に、円融朝の藤原守義は延長二十二年に文章生と記されている。一方、村上朝の藤原元名は文章生であると記されていないが、『尊卑分脈』によれば、

元名子の文範は文章生出身の弁官であり、元名子の国章も文章生であった。さらに元名孫の章輔は文章得業生であり、元名孫の章信も文章生出身の弁官であった。言うまでもなく、藤原元名は紫式部母方の曾祖父であり文章道の家系で知られている。おそらく元名は文章生出身の可能性が高い。なお、高階良臣は『元亨釈書』「十七 王臣 願雜二」に「殿中監高良臣、少忠進士奉、才名冠時」とあり、「進士」つまり「文章生」であることがみられる。

(19) 『歴代宸記』(増補史料大成本) 所収の「村上天皇御記」には「天徳四年九月二十三日、庚申、此夜寢殿後聞侍臣等走叫之声(中略) 火烧左兵衛陣門。非可消救。走出見之火焰已盛。即著衣冠出南殿庭。左近中将重光朝臣持御劔璽宮相從。即遣人召御輿(後略)」とある。

(20) 『権記』(増補史料大成本) 長保四年三月十三日条に「昨日宮内卿從四位下源朝臣尊光出家入道、故彈正尹章明親王第二男、母清慎公長男右近少将敦敏女也」とある。

(21) 同前掲注(20)。

(22) 宮内卿補任は「宇多源氏」の源道方を皮切りに、その以降は後朱雀朝に道方子の源経長が据えられていた。さらに『公卿補任』『尊卑分脈』によると、後三条朝以降「宇多源氏」出身の源時俊「尊卑」、源有賢「公卿」、源資賢「尊卑」、醍醐源氏「出身の源家賢」「尊卑」、源重資「公卿」、源高房「尊卑」が宮内卿に補任される記載が見られる。

(23) 林隆明氏「淳和・仁明天皇と賜姓源氏」(『國學院雜誌』一九八八年十一月)。

(24) 『采花物語』の引用は、山中裕氏・秋山慶氏・池田尚隆氏・福長進氏校注、新編日本古典文学全集『采花物語』(小学館)による。

括弧内の算用数字は巻数、漢数字は頁数を表す。

- (25) 桐壺帝と先帝、一院の關係が、父子關係か兄弟關係かは、諸論において議論が分かれている。清水好子氏「天皇家の系譜と準拠」〔源氏物語の文体と方法〕東京大学出版会、一九八〇年六月）、坂本共展氏『源氏物語構想論』（明治書院、一九八一年）、藤本勝義氏『源氏物語の想像力―史実と虚構―』笠間書院、一九九四年）、なれを参照されたい。

- (26) 日向一雅氏『源氏物語の準拠と話型』（至文堂、一九九九年）、袴田光康氏『源氏物語』における式部卿任官の論理―先帝と一院の皇統に関する二視点―（『国語と国文学』平成十二年九月）。

- (27) 福長進氏「源氏」立後の物語」（日向一雅編『源氏物語 重層する歴史の諸相』竹林舎、二〇〇六年四月）。

- (28) 『源氏物語』においては、「一院源氏」という言葉が見つからないのであるが、だがしかし、例えば「若菜上」巻には「御子たちは、春宮をおきたてまつりて、女宮たちなん四ところおはしましける。その中に、藤壺と聞こえしは先帝の源氏にぞおはしましける、」④「若菜上」十一頁）とあり、女三の宮の母女御を「先帝の源氏」と説明している。『源氏物語』の語り手は、その人物の出自を語るときにどの皇統に属するかという「皇統譜」意識を読み手に強く意識させる語りを使うが、こうして「先帝の源氏」を強調することによって、異なる皇統譜の迭立を読み手が読み取ることもまた可能になる。さらにまた、末摘花の父、故常陸宮の出自について、坂本共展氏「源氏と末摘花」（森一郎氏編『源氏物語作中人物論集』勉誠社、平成五年一月）は、「常陸宮はその年令からして、先帝の皇子ではなく、一院の皇子で、桐壺帝の異腹の兄宮とするのが妥当である」と論じ、年令から故常陸宮は一院の皇子であるという説を提出している。

〔付記〕

本稿をなすに当たり、神戸大学教授福長進先生より懇切丁寧な御教示を賜りました。心より篤く御礼申し上げます。

（ちんひねい／台湾靜宜大学）